

鯖江市の新幹線開業を見据えたまちづくり懇話会設置要綱

(設置)

第1条 平成37年度末の北陸新幹線敦賀開業を見据え、本市の魅力あるまちづくりを推進するにあたり、広く市民の意見を聴取するため、鯖江市の新幹線開業を見据えたまちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 北陸新幹線開業を見据えたまちづくりに関すること
- (2) 並行在来線を含めた公共交通に関すること
- (3) 前項に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) まちづくりに関わる団体を代表する者
- (4) 交通事業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長および副会長)

第4条 懇話会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の招集)

第5条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、必要に応じ関係者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、政策経営部企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮り定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年2月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。